

第 21 回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 7 年 2 月 25 日 (火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

第 1	会議録署名委員の指名について	
第 2	会期決定について	
第 3	会務報告	
第 4	報告第 46 号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る あっせん委員の指名について	2 件
第 5	議案第 99 号 農用地の賃貸借に係る合意解約について	4 件
第 6	議案第 100 号 農業振興地域整備計画の変更について	1 件
第 7	議案第 101 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
第 8	議案第 102 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件
第 9	議案第 103 号 農用地利用集積計画の作成の要請について	10 件
第 10	議案第 104 号 贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について	7 件
第 11	議案第 105 号 標茶町地域農業経営基盤の強化の促進に関する 計画（地域計画）案について	
第 12	議案第 106 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に係る標茶町からの 事務委任について	

○出席委員 (16 名)

1 番	平山 正志 君	2 番	澁谷 洋 君	3 番	大泉 義明 君
4 番	小野寺典男 君	5 番	佐藤 松喜 君	6 番	渡邊 裕義 君
7 番	森田 享子 君	8 番	舟山 珠代 君	9 番	津野 齊 君
10 番	甲斐やす子 君	11 番	笛木 真一 君	12 番	山本 政弘 君
13 番	熊谷 英二 君	14 番	嶋中 勝 君	15 番	遠藤 聰 君
16 番	佐藤 徳市 君				

○議事参与の制限を受けた委員 (1 名)

●番 ●● ●● 君

○欠席委員 (0 名)

○その他出席者

事務局長	村山 尚 君	事務局次長	小幡 裕也 君
振興係長	工藤 理恵 君	農地係長	青島 雅明 君
主任	湊谷 沙紀 君		

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第21回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前10時15分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

3番・大泉君 4番・小野寺君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第21回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第46号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第46号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）　　はい。

報告第46号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 24.7ha

指名年月日 令和7年1月23日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、平山委員、大泉委員、佐藤松喜委員、笛木委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 14.2ha

指名年月日 令和7年2月5日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、渡邊委員、森田委員、嶋中委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって番号1から番号2について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第46号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第99号

○会長（佐藤徳市君）　日程第5。議案第99号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　はい。

議案第99号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があつた下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があつた土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん。

土地の表示、字西熊牛原野西2線70-2

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、6,571m²外8筆、合計面積、142,374m²

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年9月30日。

契約期間、令和2年9月30日から令和7年8月2日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年2月17日となっております。

なお、番号1については、あっせん案件のため、あらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）　以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号2から番号4まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）　ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）　はい。

番号2

賃借人、●●●●、●●●●さん。

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字上オソツベツ原野7線西2-2

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、34,983m²

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年9月30日。

契約期間、令和2年9月30日から令和7年10月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和7年2月6日となっております。

なお、番号3から番号4については、賃借人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期が番号2と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号3

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字オソツベツ405-2

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、3,510m²外8筆、合計面積は160,374m²

契約年月日、令和2年10月30日。

契約期間、令和2年10月30日から令和7年10月29日まで。

番号4

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字上オソツベツ原野8線東2-2

地目、登記簿山林、現況畠。

面積、7,580m²外1筆、合計面積は26,165m²

契約年月日、令和2年10月30日。

契約期間、令和2年10月30日から令和7年10月29日まで。

以上です。

なお、番号2から番号4については瀧谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）2番・瀧谷君。

○2番（瀧谷洋君）2番、瀧谷です。

議案第99号、番号2から番号4について説明させていただきます。

2月16日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さん、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6ヶ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件については原案可決されました。

以上をもって、議案第99号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第100号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。議案第100号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第100号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1

区分、除外

地番、字オソツベツ原野33線63番地3

現況地目、雑種地。

面積、2,929m²の内33m²外1筆、合計面積270.49m²。

事業主体、●●●●、●●●●

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畠として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定した。

なお、調査結果につきましては、舟山委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○8番（舟山珠代君） 8番、舟山です。

議案第100号 番号1について報告いたします。

令和7年2月10日に、澁谷委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の 1 ページから 2 ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8番、舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 100 号、内容 1 件は原案可決されました。

◎議案第 101 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 7。議案第 101 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、内容 1 件を議題といたします。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第 101 号について説明させていただきます。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり 1 件であります。

番号 1

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歷内原野北4線121-3

地目、登記簿、現況ともに畠

面積、27,645m²。

契約の種類、売買

譲渡人 相手方の希望による、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 700,000円

譲受人 世帯員 3名

譲受人 畦 561,309m²。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、津野委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野斎君） 9番、津野です。

議案第101号 番号1について報告いたします。

令和7年2月8日に現地調査を行いました。

許可を受けようとする土地の表示および状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の●●●●さんは相手側の希望により、譲受人の●●●●さんは、経営規模拡大のため今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第101号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第102号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第102号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容2件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第102号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号 1

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字オソツベツ原野 3 3 線 6 3 – 3 の内。

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、33m²外 1 筆、合計面積 270.49m²

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、住宅建設のため

転用計画内容、期間、許可日から永久。

道路用地 33m²、住宅 72.04m²、駐車場兼通路用地 165.45m²

調査委員は、瀧谷委員、舟山委員、甲斐委員、熊谷委員。

調査結果につきましては舟山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 8 番・舟山君。

○ 8 番（舟山珠代君） 8 番・舟山です。

議案第 102 号、番号 1 について報告いたします。

令和 7 年 2 月 10 日に、瀧谷委員、甲斐委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申請地は、参考資料の 1 ページから 2 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は、●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地に住宅建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用の目的、転用計画については、記載のとおり確認しています。

実行性、信用力については、転用にかかる行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 8 番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続きまして番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君）　はい。

番号 2

所有者、●●●●、●●●●さん。

転用者、●●●●、●●●●さん。

土地の所在、字チャンベツ原野 1 4 2 の内。

地目、登記簿牧場、現況畠。

面積、14,851m²外 2 筆、合計面積は 21,443m²

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借

転用目的は、山砂採取

転用計画内容、期間、許可日から令和 8 年 8 月 31 日まで。

掘削地 11,144m²、表土堆積場 7,930m²、搬出路 40m²、管理道路 1,447m²、保安区域 882m²

調査委員は、津野委員、山本委員、熊谷委員、遠藤委員。

調査結果につきましては山本委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12 番・山本君。

○12 番（山本政弘君） 12 番・山本です。

議案第 102 号、番号 2 について報告いたします。

令和 7 年 2 月 14 日に、津野委員、熊谷委員、遠藤委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料 3 ページから 4 ページに記載されていますのでご覧ください。

申請者は借主の●●●●さんで、貸主の●●●●さんの土地で山砂採取を目的とした一時転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しています。

実効性、信用力については転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断いたします。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、この農地から山砂採取という限定的な目的で、代替性もなく、一時転用ということから、この転用については問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 12 番・山本君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第102号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第103号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第103号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容10件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号6まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第103号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり10件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-122

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、93,390m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年3月3日から令和17年3月2日

土地の引渡時期、令和7年3月3日

金額は、年間36,000円

支払方法は毎年5月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2から番号6については、利用権の設定をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-54

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、80,764m²外2筆、合計面積、217,478m²

金額は、年間43,495円となっております。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-110

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、41,176m²外1筆、合計面積、87,010m²

金額は、年間17,000円となっております。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-120

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、30,526m²外1筆、合計面積、117,617m²

金額は、年間24,000円となっております。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-114

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、47,195m²

金額は、年間10,000円となっております。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-73

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、137,144m²

金額は、年間22,000円となっております。

以上です。

なお、番号1から番号6については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第103号、番号1から番号6について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号6まで内容6件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

続きまして番号7を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字塘路281-1

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、170,616m²外5筆、合計面積216,095m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年2月28日から令和17年2月27日

土地の引渡時期、令和7年2月28日

金額は、年間577,000円

支払方法は毎年 1 1月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号 7 については甲斐委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

議案第103号、番号7について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号7については原案可決されました。

続きまして番号8を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歷内原野北5線221-2の内

地目、登記簿、現況ともに畠。

面積、10,583m²外5筆、合計面積48,403m²

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和7年2月28日から令和12年2月27日

土地の引渡時期、令和7年2月28日

金額は、年間120,000円

支払方法は毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号8については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聰君） 15番、遠藤です。

議案第103号、番号8について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

続きまして番号9を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字西標茶19-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、81,157m²外76筆、合計面積1,030,950.60m²

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠及び採放地

成立する法律関係、使用貸借

利用権の期間、令和7年2月28日から令和12年2月27日

土地の引渡時期、令和7年2月28日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号9については舟山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○9番（舟山珠代君） 8番、舟山です。

議案第103号、番号9について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月12日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました8番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号9については原案可決されました。

続きまして番号10を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチヨロ原野439-1

地目、登記簿、現況とともに畑。

面積、8,416m²外28筆、合計面積551,051m²

利用権設定等の種類、使用賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畠及び採放地

成立する法律関係、使用賃借

利用権の期間、令和7年2月28日から令和17年2月27日

土地の引渡時期、令和7年2月27日

金額は無償。

支払方法はなしとなっております。

以上です。

なお、番号10については熊谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 13番・熊谷君。

○13番（熊谷英二君） 13番、熊谷です。

議案第103号、番号10について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、2月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の使用貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、後継者へ農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、借受者は認定農業者となっており、農用地の全てを効率的に利用して耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

以上をもって、議案第103号、内容10件については原案可決されました。

◎議案第104号

○会長（佐藤徳市君） 日程第10。議案第104号、贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、内容7件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号7まで内容7件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第104号について説明させていただきます。

贈与税及び不動産取得税の納税猶予に関する証明について、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づき、適用申請のあった下記の者について、意見を求めるものであります。

別紙のとおり7件となっております。

番号1。

地区名、●●●。

受贈者氏名、●●●●さん。

贈与者氏名、●●●●さん。

贈与年月日、平成6年2月10日、以下番号7まで今年度の継続届の提出者は記載のとおりとなっております。

なお、特例を受けるための手続等で贈与税の申告期限から、3年毎に継続届を税務署に提出するにあたり、農業経営又は貸付により耕作を行っている事を農業委員会で証明するものとなっております。

今年度の農地パトロールで、納税猶予対象地すべての調査を行っておりますので、平山農地副委員長より代表し、農地管理の調査結果について報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・平山君。

○1番（平山正志君） 1番、平山です。

議案第104号、番号1から番号7について報告を致します。

令和6年10月3日から11日にかけて、各班に分かれて農地パトロールを実施致しました。

農地パトロールにおいて、全ての納税猶予者対象の農地は、全筆適正に耕作されており、今後とも引き続き耕作する意思があることを確認しておりますので適正に管理されていると確認を致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号7まで内容7件について事務局の説明、並びに現地調査にあたらされました1番・平山君の代表報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号7まで内容7件については、原案可決されました。

以上をもって、議案第104号、内容7件は原案可決されました。

◎議案第105号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第105号、標茶町地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）案についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長 工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第105号について説明させていただきます。

標茶町地域農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）案について、農業経営基盤強化促進法第19条の6の規定により標茶町長より意見を求められた、地域計画案について意見を求めるものであります。

標茶町地域農業経営基盤の強化に促進に関する計画（地域計画）案は、別冊のとおりであります。

なお、詳細につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって本件の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案適正との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第105号について原案可決されました。

◎議案第106号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第106号、農地中間管理事業の推進に関する法律に係る標茶町からの事務委任についてを議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第106号について説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に係る標茶町からの事務委任について、農地中間管理事業

の推進に関する法律に関する標茶町の権限に属する関係事務処理にあたり、標茶町より事務委任について別紙のとおり協議がありましたので受任することについて議決を求めるものであります。

別紙のとおりでございます。

事務の委任について、標茶町の権限に属する事務の円滑な執行を期するため、標茶町農業委員会に対し、下記の事務を委任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規程により協議します。

1. 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第1項に規定する農地中間管理事業規定に基づき本町が受託する事務の一部。

ということになっております。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって議案第106号について、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議なしと認めます。

以上をもって、議案第106号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤 徳市君） これをもちまして、第21回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第21回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前11時00分閉会）